

事故報告について

1 報告が必要となる事故等

- (1) 利用者や職員等の生命・身体に被害が生じた事故で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 医療機関の受診を必要としたもの
 - イ 送迎、行事中の事故
 - ウ 利用者同士の過失事故、自傷・他害行為による事故
 - エ 死亡事故（長期入院後に病死した場合を除く。）
- (2) 感染症や食中毒による利用者や職員等の健康被害で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒、又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

市保健所医務感染症課（電話 055-237-8952）にも報告をお願いします。

- (3) 自然災害（地震、台風、豪雨等）や火災などによる施設等の被害
- (4) 法令違反や情報漏えいなどの不祥事、盗難等の犯罪被害
- (5) 利用者に対する虐待
- (6) その他市が報告を指導したもの

2 報告の方法

電話やFAXなどで事故等の一報を行った後に、速やかに「事故報告書」を提出してください。
※事故の内容に応じて、その後の状況や再発防止策の提出を求めることがあります。

【事故報告書の掲載場所】

甲府市ホームページ→暮らしのかんたん検索（障がい福祉）→事業者向け情報→
事故発生時の報告について

3 報告先

甲府市役所 障がい福祉課
（電話） 055-237-5654
（FAX） 055-237-5299

4 留意事項

事項報告については、事業所の管理者及びサービス管理責任者等により責任をもって対応してください。事故報告書の提出をしていないケースが多くみられます。利用者等の苦情により発覚するケースが多く、対応に苦慮するケースが多くありました。事故報告書の提出について漏れがないようお願いいたします。